

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和元年 12 月 20 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900387号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(脱)第1900004号

第1 結論

昭和44年9月1日から昭和50年9月1日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和44年9月1日から昭和50年9月1日まで

A社に勤務していた期間については脱退手当金が支給された記録になっている。しかしながら、脱退手当金の請求手続はしていないし、受給してもいないので、請求期間の脱退手当金の支給記録を取り消して、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿の請求者の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、請求期間に係る脱退手当金については、支給額に計算上の誤りがないなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、請求者は、A社を昭和50年8月に退職後、任意加入できる期間であるものの、昭和61年4月まで国民年金に加入していない。

このほか、請求期間に係る脱退手当金が支給されていないことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。